

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第16回 議会運営委員会			
開会日時	令和3年 6月4日 午前 9時00分 開会			
	令和3年 6月4日 午後 10時51分 閉会			
場 所	第3委員会室			
出席者数	委員定数6名中 出席者5名			
出席委員	熊高 昌三	—	—	—
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	—
	金行 哲昭	—	—	—
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	—
欠席委員	児玉 史則	—	—	—
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	総務部長	行森 俊荘	総務課長	内藤 道也
	総務課行政係長	下瀬 秋穂	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	國岡 浩祐
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	<p>1、議 題</p> <p>(1) 令和3年第2回安芸高田市議会定例会の運営について</p> <p>①会期日程等について</p> <p>②一般質問について</p> <p>③陳情・要望等の取り扱いについて</p> <p>(2) 安芸高田市議会の例規の見直しについて</p> <p>(3) 一般質問に関する改善事項について</p> <p>2、その他</p> <p>(1) 3月定例会における市長の一般質問答弁対応について</p> <p>(2) 全員協議会開催依頼に伴う対応について</p>			

3、経 過

【開会 9:00】

○熊高委員長 ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和3年 第2回安芸高田市議会定例会の運営について

①会期日程等について

○熊高委員長 令和3年第2回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○行森総務部長 第2回定例会に上程を予定している議案16件のうち条例及び一般議案15件、予算関係1件である。

概要については、総務課長が説明する。

○内藤総務課長 (提出議案の概要について説明)

○熊高委員長 質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

議案等の取り扱いについて、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長 (議案の取り扱い及び会期日程について説明)

○熊高委員長 ただいまの説明について、意見はないか。

(なし)

議案等の取り扱いについて、お諮りする。

各議案の上程は6月11日の初日とし、会期の決定後、議案第33号から第38号、第46号から第47号までの8件は一括提案し、提案理由説明後、質疑を受け、総務文教常任委員会へ付託。次に、議案第40号から第44号までの5件は、一括提案し、提案理由説明後、質疑を受け、産業厚生常任委員会へ付託。議案第48号は、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託。議案第39号、第45号の2件は、提案理由説明後、質疑を受け、討論を行い採決する。

これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

委員会の日程について協議を願う。

常任委員会は6月14日を予算決算で補正予算関係を審査、6月22日を総務文教、6月23日を産業厚生とする各常任委員会とする。

意見はないか。

(なし)

お諮りする。

常任委員会は6月14日を予算決算、6月22日を総務文教、6月23日を産業厚生とする日程に異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

なお、14日の予算決算常任委員会に付託される補正予算の議案は、6月16日の本会議で委員長報告後、採決まで行う。また、最終日は6月28日とし、18日間の会期とする。

② 一般質問について

○熊高委員長

一般質問についてを議題とする。

2日の正午、受付を締め切ったが、11件の通告書が提出されている。通告の状況等について、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(「一般質問受付表」により説明)

○熊高委員長

一般質問は11名から通告があったので2日とし、通告順に6月16日を6名とし、6月17日を5名とする。これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

執行部から、そのほかにないか。

(なし)

暫時休憩する。

休 憩 9:16

(執行部退席)

再 開 9:17

③ 陳情・要望等の取り扱いについて

○熊高委員長

再開する。

陳情・要望等の取扱いについてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○國岡事務局次長

(「陳情・要望・要請等一覧表」により説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

この陳情・要望書について協議を願う。

○大下委員

総務文教常任委員会で審査してもらえればよいと思う。

(賛同の意見あり)

○熊高委員長

賛同の意見もあった。陳情・要望書は総務文教常任委員会へ送付することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認める。

(2) 安芸高田市議会の例規の見直しについて

○熊高委員長

安芸高田市議会の例規の見直しについてを議題とする。

本件は、5月12日の議会運営委員会において協議し、全員協議会で報告し、皆の意見を聞くこととした。先月の全員協議会で報告した後、意見を集約したので協議いただきたい。

事務局に説明を求める。

- 森岡事務局長 安芸高田市議会の例規の見直しにかかる議員アンケート結果及び改正案をご覧いただきたい。議員の皆の意見を反映したものである。詳細については事務局次長が説明する。
- 國岡事務局次長 (「安芸高田市議会の例規の見直しにかかる議員アンケート結果及び改正案」により説明)
- 森岡事務局長 資料の5ページに誤字があった。「中蹴」の「蹴」を、「継」に訂正する。
- 熊高委員長 本会議場で傍聴のほか、中継した場合の傍聴券の出し方について、補足説明を求める。
- 國岡事務局次長 現在、本会議の傍聴席は定員40名のところ半分の20名としている。3月までは、第1委員会室を利用し第2傍聴室として約40名入ってもらうようにしていたが、今回は間隔を空け20名としたところである。受付20人目以降は第1委員会室で視聴していただくようにしている。加えて今回は、多数の傍聴者が予想されるため402研修室を確保し第3傍聴室とし20席を確保した。こちらでも受付を行っている。将来的には、傍聴券を首掛けとし、受付で渡す仕組みとしたい。
- 熊高委員長 意見はあるか。複数あるため、1ページから順番に確認したい。
- 1ページはあるか。
(なし)
- 2ページはあるか。
(なし)
- 3ページはあるか。
- 金行委員 2ページの傍聴券について伺う。議場及び議場以外の傍聴者について、受付先着順か。
- 國岡事務局次長 先着順と規則で定めている。受付は8時30分からであるが、それ以前に来庁された方は、受付の前のソファで待っていただく。
- 熊高委員長 4ページはあるか。
- 山根委員 議場及び議場以外の傍聴者に対しては、携帯電話の電源はそのままでもいいこととなるが、電源を切る切らない、マナーモードにするしないは、本人に任せるといふことか。
- 國岡事務局次長 今までは、電源を切ると規程で定めており、マナーモードという概念は無かった。今後、本会議の録音・録画を認めるという方向にする場合は、ほとんどの方がスマートフォンで録音・録画するため、電源を切ると何も出来なくなることから、電源は切らな

くても結構ですということにしてはどうかと提案するものである。なお、以前は携帯の音が目立つことが多かったが、最近は開会前に議長が傍聴者の方に呼びかけていることで減ってきている。呼びかけは効果があると思っている。

○山根委員

改正案を見ると、録音・録画を許可すれば電源が入ることになる。そうすると議長の注意喚起も必要ないと思う。電源を切るとかマナーモードとか言わなくてもよい状況になるのでは。

○國岡事務局次長

今後は、電源を切るというだけでなく、マナーモードで音を出さないようにしてくださいというお願いになると思う。

○山根委員

議場においては、マナーモードにしてくださいという。

○熊高委員長

改正案に電源を切るかマナーモードにしてくださいと書いてある。電源を切ってもらうのが一番良いが、録音・録画をする場合は切れないので併記のような形になる。

○山根委員

注意文は今までと変わらないで、録音・録画はできますという理解でよいか。結果的には、議場においては、録音・録画ができるということで、20番までの人に伝わればよいことなのではと思う。

○熊高委員長

たしかに議場と議場以外で聴くのは違ってくると思うが、他の方も一緒に聴いているので、どのように呼びかけるかは微妙なところがある。それは徹底する必要がある。

○國岡事務局次長

議長の権限が及ぶ範囲は法的には議場だけであり、議場以外には協力という形、お願いしますという形をとらざるを得ないが、委員長が言われたとおり、傍聴される皆さんのお互いのモラルで聴いていただく以外ないと思う。職員がその場にはいないのでなかなか難しい現状があるかなと考えている。

○山根委員

議場で傍聴される20番までの方の中には、緊急で電話が入る可能性があるがマナーモードの設定にしていなくてもある。携帯電話に電話の可能性のある方に対しては、20番以降にしてもらうなど勸奨したらどうか。

○森岡事務局長

言われていることは理解できるが、受付が大変煩雑になる。受付は、短い時間で多く人が集中する。その都度説明をしていたら受付がまわらなくなる。今の状況であれば難しいと考える。

○熊高委員長

山根議員が言われる状況もあると思うが、議場や議場以外の傍聴者にマナーモードのお願いを発信することはできる。口述で言えば出来ないことはないと思う。運用の部分で整理したらよいと思う。

○森岡事務局長

口頭では難しいところもあるので、貼紙等で対応を検討させてもらいたい。

○熊高委員

よろしいか。

- 山根委員 よい。
- 熊高委員長 取り組みが初めてのこともあり、特にコロナ禍で通常とは違う条件もある。しっかり検討し運用の部分で対応してもらおうということ整理してよろしいか。
(異議なし)
他にないか。
5 ページはあるか。
(なし)
6 ページはあるか。
傍聴券について、マスコミ用と一般用があるが、よろしいか。
(異議なし)
- 山根委員 住所の記入を不要としているが、傍聴記の際の連絡先が必要となるが対応はどうなるのか。
- 國岡事務局次長 傍聴記のお願いの箇所に連絡先を記入してもらおうよう追加することとする。
- 熊高委員長 傍聴記の依頼は、受付の時にやっているのか。
- 國岡事務局次長 傍聴のしおりと併せて渡している。
- 熊高委員長 全体を通して意見はあるか。
- 山根委員 5 ページの録音・録画について、20 番まで可能ということ、予めはっきり示した方がよいと思う。
- 森岡事務局長 運用の方で考えさせていただきたい。傍聴のしおりの中、もしくは傍聴券の中に書くか検討する。
- 國岡事務局次長 録画する際、他にも注意喚起をしないといけないことがある。録画する際、三脚等用いて後ろの方の迷惑になることがある。こういったことも総合的に含めながら山根委員の意見も参考にさせていただきたい。
- 熊高委員長 今日の意見等整理したものを、次回全体に出すようにしてよいか。
- 國岡事務局次長 後日改めたものを議会運営委員の皆で確認いただくか、正副委員長一任とし配布するか。ここも含めて確認したい。
- 熊高委員長 意見はないか。
- 金行委員 正副委員長と議長に一任でよい。
- 熊高委員長 金行委員の提案でよいか。
(異議なし)
- 熊高委員長 正副議長は意見はあるか。
- 宍戸議長 資料 5 ページの傍聴券のところの文言が修正されていないところがある。修正すること。
- 熊高委員長 議長から指摘のあった箇所を修正しておくように。
ほかはないか。

(なし)

○熊高委員長

安芸高田市議会の例規の見直しについては、運用等も含めて、正副委員長、正副議長にも相談して最終的に整理したものを皆さんに提案することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認める。

換気のため休憩する。

休 憩 9 : 5 8

再 開 1 0 : 0 8

(3) 一般質問に関する改善事項について

○熊高委員長

再開する。

一般質問に関する改善事項についてを議題とする。

事務局に資料の説明を求める。

○森岡事務局長

一般質問については、昨年の市長就任以降、本年3月の定例会までに、答弁がいろいろ変わってきているので、対応が必要になると考え、案を作成した。

詳細については、次長が説明する。

○國岡事務局次長

(資料：「一般質問に関する改善事項」について説明)

○熊高委員長

3点に分けて協議を行う。

まず1番目。答弁に関する変化及び対応(案)について意見はあるか。

○大下委員

一問一答で行うなら、議員が通告して、どのような回答が返ってくるか分からないのに、それを細かく通告していないとか、不十分な通告と言われるなら、答弁書をもらわないと何を言われるか分からないので次の答弁もできなくなるのでは。

(事務局が回答できる話ではないとの意見あり)

○森岡事務局長

この資料に提案しているのは、第1質問についてである。第1質問で2つの質問が1つになっているとの指摘があったため質問を分けて作成する必要があるということである。また、あいまいな質問内容であれば答弁できないという指摘もある。反問権として、そこを気を付けるようにという表現としている。

○大下委員

事務局があいまいと言ったらそうかもしれないが、議員として通告する内容については本人があいまいと思っていない場合もある。これまでは、執行部が通告内容について予め確認されることもあったが、今はもうしないということなら、あくまで1問1答で、通告内容も明確にしろということなら、答弁書をもらわないといけないのではと思うが。事務局はどう思うか。

○熊高委員長

事務局というよりかは、まず皆の意見を伺う。

○金行委員

一般質問は議員の唯一の特権である。何を聞きたいのか要点

を明記しないといけないが、逆に反問されるのはよい。覚悟を以て質問している。一般質問は個々の議員の生命線であるので重んじてもらいたい。執行部にも言いたい。

○國岡事務局次長

この資料を作成した理由が2つある。1つ目は、通告書が傍聴者に配布されるので、傍聴者に対してしっかり質問内容を分かっていたほうが良いということ。2つ目は、市長に質問した際、逆に市長から確認されることで、議員が迷ってしまうことがあった。場合によっては、市長の質問に対して答えるところと次の質問が混じってしまい、質問か答弁か分からなくなってしまったということが実際あった。これを無くして、一般質問をシンプルにやりとりするため、項目を気を付けて書いていただいたらどうかという理由で提案したものである。

(理解したとの意見あり)

○熊高委員長

事務局が議員の立場になって、市民が見ている場で混乱することのないように、事前の準備をしっかりしようという意図であると思い、これを提案することに私も賛成した。汲んで協議してもらえたらと思う。

(分かったとの意見あり)

答弁書が欲しいというのは、以前から話しをしていたことなので、今後の課題になってくると思う。皆の意見を集約していき課題となればまた提案する必要があるかと思う。

1番については如何か。今回の一般質問において、私も通告書を提出した際、事務局から助言を頂き、項目を細目にした経緯があり、そうすれば混乱も少ないなと思ったので、皆に周知すればよいと思った。皆さんの了解が得られれば、全議員に周知したいと思うがよろしいか。

(異議なし)

1番については資料のとおりとする。

2番目について意見はあるか。

○金行委員

お礼は、言うつもりはないが、市民の思いを議員が代弁して発言しているので、お礼の言葉は気持ちとして出ることはある。気を付けようということは徹底された方がよい。

○熊高委員長

議員必携に準じて、状況によれば本当にありがたいと思えばおもわず言葉が出ることもあると思うが、資料のとおり例を示しているので、意識を持つということでこの提案を全議員に周知することとしてよろしいか。

(異議なし)

3番目について意見はあるか。コロナ対策についてである。これは時代の要請だと思う。議運で検討するというを確認すれば、現状にあわせて、事務局のほうでたたき台をつくっても

らうということになると思う。タブレットの関係も含め、包含して検討するということを確認いただければ事務局の方で研究していただけるのかと。議運の方でスタートをするという確認であるがよろしいか。

(異議なし)

事務局は研究を開始するという事。時期を設定した方がよいのか。

○森岡事務局長

ハードの部分についても検討する必要があるので、時期は申し上げることはできない。

○熊高委員長

予算のこともあるため、事務局に一任ということでよいか。

(異議なし)

○熊高委員長

一般質問に関する改善事項については、検討したことを全議員に報告することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのようにさせていただく。

3. その他

(1) 3月定例会における市長の一般質問答弁対応について

○熊高委員長

その他の項に入る。

皆さんから何かあるか。

○山本委員

3月定例会の一般質問で、市長から文書で報告しますという発言があった。議会の中でのことなので議会対応すべきなのに、議長を通さずに回答がHPに掲載されていた。こういう事は絶対あってはいけない。答弁書は議長を通していかないといけないものがHPに出っていたので今後気を付けてもらいたい。

○石飛副議長

市のHPに武岡議員の答弁書の一覧が掲載されていた。私も驚いた。違和感があった。市民の方がどう捉えたか。

○山根委員

私も確認して違和感を感じた。議会の本会議場での事なので、正式な取扱いを以て回答すべきと思う。そこを市長は理解されていないと思う。今回数々あると思うが、議会を通すべきものを通さずに、市長の行動について執行部は提言するなどしてほしい。

○熊高委員長

そのほかにあるか。

事務局が確認していることはあるか。

無ければ今の事を執行部と確認をしておくことを要望したいと思うが。

○森岡事務局長

この件については、執行部が市長に対してどういうことを言われているか等確認はしていない。これからの確認となる。

○金行委員

事務局はこの事を知らなかったのか。

○森岡事務局長

事務局の方へ連絡は無かったと認識している。

○熊高委員長

執行部と確認をして、後日報告することでよろしいか。

(異議なし)

それでは事務局よろしく願います。

ほかにあるか。

3. その他

(2) 全員協議会開催依頼に伴う対応について

○宍戸議長

今日の新聞で承知とは思いますが、市長が再議に付すという事を、昨日の臨時4者会議で私に話をされた。この件については、地方自治法176条と思うが、市長の権限事項であるので拒否することは出来ないという法的な根拠を持ったものである。現時点では文書では再議の申立てはされていないが、昨日は文書で申立てると言われていたので、今後どうされるか不明だが、昨日、「市議会全員協議会の開催について依頼」ということで、この再議の関係について、市長の再議の申立てについて、全員協議会を早期に開いていただきたいという依頼が来た。今日が議会運営委員会なので報告した。再議は当然拒否することはできない。ただし全員協議会を開催するという事については、定例の全員協議会が6月21日にあるのでその時にという思いは持っているが、早期にと文書の中に書いてある。このことについて、早期に臨時に開くかどうか協議いただきたい。私としては、定例の全員協議会で十分対応できると思っているが意見を聞かせてほしい。

○森岡事務局長

補足する。昨日の臨時4者会議において、市長から、今回の副市長の選任同意の件について、否決となったので再議を出しますと言われた。その再議を出すにあたり、まずは全員協議会を開いていただいて、市長が議員の皆さんのそれぞれの意見を聞きたいと。その意見を聞いたうえで再議を提出するかどうかの判断をしたいという説明で受け取っている。そして、臨時の4者会議終了後、全員協議会の開催依頼の書面が届いたという経緯である。

○熊高委員長

再議そのものの仕組みというものが初めてであるので、正式に議会運営を検討し行うのであれば、再議そのものについて理解を深める必要がある。そのうえで再議にあたって全員協議会を開催してもらいたいというのもどうかと。しっかり検討しないといけない気がする。この場で協議するには材料が少なすぎると思うが、皆さん如何か。

○山本優委員

再議については市長の特権なのでどうにもできないが、再議について議員の意見を聞きたい為に全員協議会を開いてほしいというのは筋が違うのではと思う。再議は、市長が出せばよいことであり、議員の意見を聞いて出すべきものではないと思うので、全員協議会を開くことについては拒否すればいいと思う。

○大下委員

副市長選任案についての再議である。前回2度目の選任案が出たので、それが再議と認めてもいいことではないか。皆の意見を

聞くと言われても反対討論されており、否決されたことがもう皆の意見である。それを全員協議会でやるというのは議会としても合点がいかない気がする。

○山根委員

2度の否決した議案について、再議を求めること自体あり得るのかという思いでいる。また、個々の議員の意見を聞きたいと言われていたが、この前の再提案までに、議員の意見は自らが聞くと言われてきている中、議員それぞれ質疑・討論しているので、その中で更に求められることは、それも全員協議会を使われるということは、受けなくてもよいのではと思う。

○金行委員

全員協議会で、今から安芸高田市をどうするかという事であればよいが、副市長の選任同意の件で意見を聞き再議を判断するというだけでは、議長はどう思われるか分からないが、受けるべきでないと思う。

○熊高委員長

皆がおっしゃるのが通常の受け止め方だと思う。ただ再議というものの自体が、私もインターネットで調べたぐらいの知識しかないので、再議の根拠、法令違反とか条例違反等書いてあるが、この再議がどれに該当する再議なのかというのも、まだ我々も精査していない。市長が再議をどういう根拠で出すのか不明であるので、そこを整理していただかないと、全員協議会に行くというのはどうも筋が違ふような気がしている。そこらの整理をどうするかだが、事務局何かあるか。

○森岡事務局長

再議ということで議論がすすんでいるが、まずは、2日の臨時会の結果について、市長が納得をされていないということが問題である。この問題を市長が解決をしたいということで、全員協議会を開いて意見を聞かせてもらいたい。ということが1点。そこが今回の全員協議会の申し出である。

○熊高委員長

市長が納得していないから再議にかけるというのは、ちょっと分からない気がする。納得をしない人はたくさんいるが、それぞれの考え方である。それが再議として出せるものなのか、まず法的な根拠に基づいて、再議のあり方というのをまずきちっとしたものが出てこない議会としても、どう取り上げるのかということになると思う。

○宍戸議長

私も誤解していたところがあった。市長が各議員の意見を聞くための全員協議会の開催ということなら私は拒否する。そうではなくて、市長が法的根拠に基づいて再議を出されるのであれば、出された後の対応をどうするかということを経験したほうがよいと思う。

○熊高委員長

暫時休憩する。

休憩 10:47

再開 10:50

- 熊高委員長 再開する。
さきほど議長から、市長からの再議について話があったが、まだ正式に出ていないということで、現状で議会運営委員会で検討できる状況ではないという整理でよいか。
(異議なし)
- 森岡事務局長 確認する。再議が出ていないので、市長が求めている全員協議会ということにはならないという判断でよろしいか。
- 熊高委員長 当然そうなる。
皆さんよろしいか。
(異議なし)
- 熊高委員長 議長の発言に対しての整理は、今事務局長が言われたように議会運営委員会としては整理させていただく。
- 熊高委員長 そのほかに皆さんから意見等はないか。
(なし)
以上で、その他の項を終了する。
以上で、本日の議事はすべて終了した。
これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会10:51】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長